

# 大田区景観審議会（第17回）

目的	1. 第16回大田区景観審議会の振り返り 2. (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について 3. 景観まちづくり賞について 4. 景観審議会専門部会の設置について				
日時	令和6年2月14日(水) <table style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>開会</td> <td>14時01分</td> </tr> <tr> <td>閉会</td> <td>15時58分</td> </tr> </table>	開会	14時01分	閉会	15時58分
開会	14時01分				
閉会	15時58分				
場所	大田区役所本庁舎11階 第5・第6委員会室				
委員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="radio"/> 有賀 隆  <input type="radio"/> 二井昭佳  <input type="radio"/> 岩下充博  <input type="radio"/> 川尻幸由            欠 鈴木邦成         </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="radio"/> 大澤昭彦  <input type="radio"/> 野原 卓  <input type="radio"/> 柳沢重幸  <input type="radio"/> 加藤芳夫         </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="radio"/> 杉山朗子  <input type="radio"/> 濱福秀夫  <input type="radio"/> 高栖昌昭  <input type="radio"/> 喜多河康二         </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	<input type="radio"/> 有賀 隆 <input type="radio"/> 二井昭佳 <input type="radio"/> 岩下充博 <input type="radio"/> 川尻幸由 欠 鈴木邦成	<input type="radio"/> 大澤昭彦 <input type="radio"/> 野原 卓 <input type="radio"/> 柳沢重幸 <input type="radio"/> 加藤芳夫	<input type="radio"/> 杉山朗子 <input type="radio"/> 濱福秀夫 <input type="radio"/> 高栖昌昭 <input type="radio"/> 喜多河康二	
<input type="radio"/> 有賀 隆 <input type="radio"/> 二井昭佳 <input type="radio"/> 岩下充博 <input type="radio"/> 川尻幸由 欠 鈴木邦成	<input type="radio"/> 大澤昭彦 <input type="radio"/> 野原 卓 <input type="radio"/> 柳沢重幸 <input type="radio"/> 加藤芳夫	<input type="radio"/> 杉山朗子 <input type="radio"/> 濱福秀夫 <input type="radio"/> 高栖昌昭 <input type="radio"/> 喜多河康二			
出席幹事	まちづくり推進部長(西山) 都市計画課長(深川) まちづくり計画調整担当課長(浅野) 鉄道・都市づくり課 鉄道・都市づくり担当係長(藤木)				

傍聴者5名

議 事	<p>報 告</p> <p>(1) 第16回大田区景観審議会の振り返り</p> <p>(2) (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について</li> <li>・ (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に係るスケジュール</li> </ul> <p>(3) 景観まちづくり賞について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4回大田区景観まちづくり賞の審査対象件数について</li> <li>・ 第4回大田区景観まちづくり賞に係るスケジュールについて</li> </ul> <p>(4) 景観審議会専門部会の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観審議会専門部会(大森駅西口空間デザイン)の設置について</li> </ul> <p>事務連絡 (1) 次回の大田区景観審議会について</p>
議決事項	
その他	<p>配布資料</p> <p>資料1 第16回景観審議会の振り返りについて</p> <p>資料2 (仮称)大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(案)について</p> <p>資料3 (仮称)大森八景坂景観形成重点地区指定に係るスケジュール</p> <p>資料4 第4回大田区景観まちづくり賞の審査対象件数について</p> <p>資料5 第4回大田区景観まちづくり賞に係るスケジュール</p> <p>資料6 景観審議会専門部会(大森駅西口空間デザイン)の設置について</p> <p>資料7 大田区景観審議会専門部会設置要綱</p> <p>参考資料1 大田区景観審議会委員名簿・委員座席表</p> <p>参考資料2 大田区景観計画及び各種ガイドライン</p> <p>参考資料3 第3回大田区景観まちづくり賞 表彰紹介パンフレット</p> <p>参考資料4 第4回大田区景観まちづくり賞 募集パンフレット</p> <p>※参考資料2～4は会議終了後、回収</p>

午後 2 時 01 分開会

深川幹事 それでは、皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより、第17回大田区景観審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、都市計画課長の深川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、まちづくり推進部長の西山よりご挨拶をさせていただきます。

西山幹事 皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、大田区景観審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

前回開催いたしましたのが、昨年11月ということで、区のほうでも具体的な実施に向けて取組を進めてまいりました。

その内容が本日の議題にもなっているんですが、大きく2点ほどございます。

1点目は、大森八景坂景観形成重点地区の指定に向けて取組を進めていきたいと考えております。こちらについては、来年度、令和6年度中の指定に向けて、パブリックコメント等所定の手続を進めてまいります。

それから、もう1点が、第4回目となります大田区の景観まちづくり賞の実施についてでございます。

募集のほうが終わりました、おかげさまで、前回は51件の応募だったんですが、今回はそれを上回る54件の応募、これに加えて、緑づくり部門を新たに設定しましたので、その候補が10点ほどございます。そうした中で、まちづくり賞を今後選定していくという流れになってまいります。

本日は、この2点につきまして、皆様方からご意見を頂戴いたしまして、よりよい景観のまちづくりに向けて、区としても取り組んでまいりたいと考えている所存でございますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。私からの挨拶と代えさせていただきます。

私からは以上となります。

深 川 幹 事 続きます。審議会の公開について、私からご案内申し上げます。

本審議会は公開を原則としております。このため、議事録につきましては、区のホームページで公開させていただいております。

また、議事録作成のため本日も録音をさせていただきますので、ご了承くださいませようよろしくお願いします。

本審議会は、D X化・ペーパーレス化推進の取組の一環として、タブレット端末を用いたペーパーレス会議による実施を目指しております。

段階的にペーパーレス化を進めるために、今回はタブレット端末と紙の資料、両方を用意させていただいております。

タブレット端末につきましては、皆様の机の上に1台ずつ置かせていただいておりますが、事務局のほうで操作いたしますので、自動で画面が切り替わる、そういった設定になってございます。また、拡大縮小についても自動で切り替わるようになってございます。

なお、資料について、その話をしてるタイミングよりも先のものを見たいですとか、別のページをご覧になりたいときには、画面の右下のほうにあるかと思いますが、耳の絵のイラストのついた小さなボタンがあるんですけど、画面上ですね、これをタッチしていただくと、事務局のほうで操作している機械との同期が解除されますのでご活用ください。

また、一度解除した後、また事務局のほうの映す画面に同期させるときには、もう一度その耳のマークを押していただければ同期されますので、ご活用いただけたらと思います。

その操作につきましては、机の上にカラーのA4縦で2枚をホチキスどめした紙がございます。資料を閲覧すると、一番上に書いておりますが、これの3ページのところをご覧いただきますと、今の操作の方法について記載がございます。よろしくお願いいたします。

また、会議中、このタブレットの画面が動かなかつたり、資料がうまく表示されないなど不具合がございましたら、挙手していただければ事務局の者がすぐに対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の次第をご覧ください。配付資料につきましては、次第の下部のほうに計 11 点と表記してございます。参考資料 2、3、4 については、冊子を机上に配付しておりますのでご活用ください。また、この冊子につきましては、会議終了後、回収させていただきたいと思っております。

それでは、ここからの議事につきましては、野原会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

野原会長 皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、まず開会に先立ち、本日の審議会の成立及び傍聴につきまして、事務局よりご報告をよろしくお願いいたします。

深川幹事 本日の審議会の成立につきましては、要件としまして、大田区景観条例施行規則第 30 条第 6 項におきまして、審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。

本日の委員の皆様のご出席状況ですが、委員 13 名のうち、出席 12 名、欠席 1 名により定足数を満たしております。

なお、岩下委員におかれましては、15 時 20 分頃、有賀委員におかれましては、15 時 30 分ごろ、所用により退出される予定となっております。

また、本日の傍聴申込数は、現時点で 5 名となっております。

なお、事務局としましては、本日の会議内容に非公開とすべき内容は入っていないと認識してございます。

私からは以上です。

野原会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がございましたとおり、定足数に達しておりますので、本審議会は成立となります。

ここで、第 17 回大田区景観審議会の開会を宣言いたします。

まず、ここで傍聴者の入室を許可しますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

野原会長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題に参りたいと思っておりますので、事務局より、ま

事務局

ず、ご報告のほうよろしくお願ひいたします。

都市計画課計画調整担当の内田と申します。

報告1についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

右上に資料1と記載のあるA4横の第16回大田区景観審議会の振り返り(大森八景坂)をご覧ください。

第16回大田区景観審議会では、議題の一つで大森八景坂地区景観形成重点地区指定についてご議論いただきました。

資料1につきましては、左側に委員の皆様からご指摘いただいた主な意見を整理し、右側に意見に対する区の対応を整理しています。

主な意見としましては、(1)景観形成重点地区に関することについて、「緑の連続性の確保に努める」という記述について、個別に再開発が進む中で、現実的に難しいため再検討が必要ではないかというご指摘をいただきました。

その対応としましては、大田区の緑の基本計画であるグリーンプランおおたにおいて、緑の質に対する取組を進めることを推進していることから、「緑の量や質の向上に努める」という記述に修正することとしました。こちらは、後ほど報告2で変更した箇所をご説明させていただきます。

次に、景観形成基準の追加事項に関することについて、景観資源(坂道)における景観形成基準の追加事項に関する記述について、整理が必要ではないか、というご指摘をいただきました。

こちらにつきましては、景観資源(坂道)における景観形成基準の形態・意匠・色彩や、公開空地・外構・緑化について記述を修正しました。こちらも、後ほど報告2で変更した箇所をご説明させていただきます。

(3)その他のところでは、八景坂は坂道としての道路沿いの景観だけでなく、断面方向の景観構造も重要である、というご指摘については、景観形成基準の適用イメージに断面模式図を加えまして、景観形成重点地区と景観保全誘導区域の連続性が重要な旨を提示しました。

最後に、維持管理(良好な景観資源を守り育てる仕組み)につきましては、子供や商店街等に協力を得られるような仕組みが求めら

れるのではないか、というご指摘をいただきました。

こちらは、区民参画による良好な景観資源を守り育てる仕組みについて、検討を進めてまいります。

次のページでございます。

続きまして、こちらにつきましては、景観まちづくり賞の振り返りでございます。

みどりづくり部門について、①部門を新設したことを周知したほうが良い、とのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、募集パンフレットやホームページ等により部門新設を周知しております。

②いつまでに完了届が提出されたものが対象となるのか、というご指摘をいただきました。

こちらは景観賞実施年度の前々年度までに提出されたものが対象としております。ですので、第4回景観まちづくり賞につきましては、令和4年3月までに提出されたものを対象としています。

③単なるみどりの見え方だけでなく、様々な視点による審査をお願いしたい。

こちらにつきましては、緑化手法の工夫やスペースの有効活用、適切な維持管理等の審査項目により評価を実施してまいります。

④建物や工作物もない、例えば緑地等を評価できると良い、とのご指摘に対しましては、完了届の対象ではない「みどり」については、従前の2部門にて応募を受け付ける形式としていきます。

(2) 募集パンフレット・チラシについて、①女性や子供を対象とした周知や募集内容の分かりやすさ向上を検討してほしい、とのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、本日パンフレットの最終版を机上にも配付しておりますが、親しみやすいデザインにブラッシュアップするとともに、子供でも分かりやすい表記に修正しております。

②募集対象の具体例では多いほうが良い。こちらは募集対象の具体例を追加で記載しております。

(3) その他のところですが、①子供たちに応募してもらう取組があると良い、とのご指摘をいただきました。

こちらは、小中学校に募集パンフレット・ポスターを掲出するとともに、区内の掲示板や自治会・町会等への周知を実施しました。

②受賞したものを景観計画における景観重要建造物や景観重要樹木に指定する方法も検討してみてもどうか、とのご指摘に対しましては、大田区景観計画の改定時などにおきまして、景観重要建造物等の指定の必要性も含め検討してまいります。

③授業に取り上げてもらう等、小中学校との連携による景観の意識向上も検討してみてもどうか。

こちらにつきましては、教育委員会と連携した景観施策の検討をしております。

報告1の説明については以上でございます。

野原会長 ありがとうございます。

今、紙と画面と両方あるのであれですけど、紙のほうは多分次第が頭にあると思うのですが、本日、議題は報告事項が4点ございまして、今、1点目は、前回までの振り返りというのをやっています、その後、先ほど部長からも話ありましたけど、八景坂の重点地区の話で景観まちづくり賞がメインで、専門部会設置というのもあるのですが、主に基本的には前回に引き続き重点地区と景観まちづくりの賞に関する議題というのがメインになっています。

今、報告事項1ということで、前回の審議会の振り返りということになりますので、基本的には次の議題にもつながる内容にはなっているとは思いますが、この時点で何か皆様のほうから、ご質問やご意見がありましたらここでお受けしたいと思っておりますので、挙手の上でご発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいですかね。

内容に関して、実際、具体的に次の議題と次の次の議題の中にも出てくると思っておりますので、もしこの資料1に関しての内容も含めて、後ほどご指摘いただいても結構です。

よろしいですか。大丈夫そうですか。

ありがとうございます。

では、次にもつながっていくと思っておりますので、早速ですが、報告2、（仮称）大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について

てということで、こちら、事務局のほうからご説明をよろしく願いします。

事務局 都市計画課計画調整担当の後藤と申します。

私から、報告 2、（仮称）大森八景坂景観形成重点地区指定に向けた検討について、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

右上に資料 2 と記載のある資料を用いて説明をさせていただきます。1 ページ目をご覧ください。

先ほど、報告 1 にて、前回の景観審議会の振り返りをさせていただきましたとおり、前回の景観審議会におきましても、（仮称）大森八景坂景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更（案）について、ご説明をさせていただきました。

本日は、前回から追記・修正等の変更を行った箇所を中心に説明をさせていただきます。なお、追記・修正等の変更を行った箇所につきましては、資料上に赤字で表記をしております。

1 番、大田区景観計画、そして、2 番、（仮称）大森八景坂景観形成重点地区検討の経緯につきましては、前回から変更はございません。

続きまして、3 番、大森八景坂周辺の景観の特徴につきましては、大森八景坂の地域の特徴、景観の重要性を示す上で、晴天時の写真や、車等の不要な映り込みのない写真等へ差し替えを行っております。

また、池上通り沿道の商店街につきましては、池上通り両側のにぎわいを示す写真へ変更してございます。

続きまして、1 ページ目の右側 4、景観形成誘導の考え方になります。

専門部会では、景観形成重点地区と景観保全誘導区域について、その関係性が明確に位置づけられていないというご意見や、景観保全誘導区域につきましては、その基準や誘導の方法が明確に定義づけられていないといったご意見を頂戴いたしました。

景観保全誘導区域につきましては、平成 25 年に策定した大田区景観計画の本編に位置づけられておらず、平成 30 年に洗足池公園

を中心としたエリアを景観形成重点地区に指定した際に設けられた景観誘導方策となります。

今回、令和6年度に指定を目指している（仮称）大森八景坂景観形成重点地区につきましても、洗足池景観形成重点地区同様に、景観保全誘導区域を定める予定であることから、今回、景観形成重点地区と景観保全誘導区域の関係性が分かるように位置づけを明確にするため、大田区景観計画本編の第3章の景観形成誘導の考え方を修正する形で対応したいと考えております。

修正案につきましては、1ページ目の4番に記載のとおりになってございます。

まず、景観保全誘導区域というのは、景観形成重点地区に付随して設定されるものであり、単独で位置づけられるものではございません。

この関係から、右側のフローチャートの図中の③の中に、③－1景観形成重点地区における景観形成と③－2景観保全誘導区域における景観形成と記載し、景観形成重点地区につきましては、地区独自の景観形成の目標・方針及び基準を定めるという位置づけ、そして景観保全誘導区域につきましては、該当する市街地類型や景観資源の方針・基準に特記事項として、誘導方策を定める、ということに記載し、その関係性を矢印等を用い、フローチャートで示しております。

例えば、敷地3につきましては、まず、当該敷地が立地している①市街地類型に応じた景観形成基準の目標、方針及び基準が適用され、その次に、敷地3につきましては、公園の至近に位置する敷地となっておりますため、②景観資源（公園）に応じた景観形成の方針及び基準が適用され、さらには景観形成重点地区にある敷地であるため、③－1地区独自の景観形成の目標方針及び基準が適用されるという形になります。

同じように敷地4につきましては、敷地3同様、①の市街地類型及び②の景観資源に応じた景観形成の方針及び基準等が適用されるとともに、景観保全誘導区域にある敷地であるため、③－2市街地類型及び景観資源に関わる特記事項が追加で適用されるという形に

なります。

続いて2ページ目をご覧ください。

5番、大森八景坂周辺における景観形成の概要につきましては、まず、左側に記載の景観形成及び景観保全の方針図、こちらの指定範囲というものを明確にするため、色やハッチを追加しております。内容についての変更はございません。

また、景観審議会や専門部会でのご意見を踏まえまして、右側に記載のとおり、南北断面、東西断面をそれぞれ追加し、大森八景坂地域の特徴や景観形成重点地区と景観保全誘導区域が連続することなどについて、その重要性を追加しております。

続いて、3ページ目をご覧ください。

5-1、景観形成重点地区による景観形成につきましては、専門部会におけるご指摘に基づき、景観形成の目標を修正し、端的に大森八景坂の目標が伝わるよう文章を簡潔にしたところでございます。

また、景観形成の方針における公共施設に関する記載につきましては、前回の景観審議会時点では、方針だけではなく、景観形成についての具体的な内容が混在していたため、方針として重要となる3項目のみを、赤字のとおり記載をしております。

もともと混在しておりました具体的な内容については、5ページ目に記載の公共施設に関するイラストの中に、景観形成のイメージとして記載をしております。

また、景観形成基準につきましては、報告の1、前回の審議会の振り返りでお示しをしました「緑の連続性の確保に努める」という文章を、「緑の量や質の向上に努める」に修正し、そのほか、色彩基準との適合性についても、赤字のとおり記載をしております。

続いて4ページ目をご覧ください。

5-1の②景観形成基準の適用イメージにつきましては、各イラストに記載する文章について、3ページ目に記載の景観形成基準との整合を図っております。

また、4ページ目の右上、赤い枠で囲っている交差点に面する建築物、坂や階段に面する建築物のイメージイラストにつきましては、緑の量や質の向上に努める現代的な手法として、こちら、インナー

バルコニーや緑化ルーバーをイラストに追加してございます。

また、景観形成基準に記載のある交差点に対して顔となる建築物の表現や角部の植栽表現については、歩行者の通行障害として誤解を受けないような表現、イラストに修正をしているところでございます。

続いて5ページ目をご覧ください。

5-1の②公共施設の景観イメージにつきましては、補助28号線（池上通り）のイラストと大森駅西口広場のイラストに記載する文章を3ページ目に記載の景観形成基準と整合を図っております。

先に示しました公共施設の方針について、文章の整理を行い、景観形成に関わる具体記述は、こちらのイラスト付近に記述しております。

また、補助28号線（池上通り）のイメージ図につきましても、前回の景観審議会時点からイラストを再度書き直し、ブラッシュアップを図っております。

続いて6ページ目をご覧ください。

5-2、池上通り沿道等からの見え方に配慮した景観の保全に関する景観形成につきましては、右側の表に記載のとおり、専門部会でのご意見に基づきまして、市街地類型に追加する基準については、平成30年に追加をしております、洗足池景観形成重点地区に関わる文章と整合を図る形に修正を行っております。

また、景観資源（坂道）に関する基準の追加事項につきましては、景観形成重点地区と景観保全誘導区域が連続する重要性の高い場所であることから、景観審議会委員からの修正提案を受け文章を修正しております。

資料2の説明は以上になります。

続いて、資料3をご覧ください。

（仮称）大森八景坂景観形成重点地区指定に関わるスケジュールにつきまして、説明させていただきます。

（仮称）大森八景坂景観形成重点地区の指定につきましては、令和6年10月の決定・告示、そして約1か月間の周知期間を経て、令和6年12月の施行を目指しております。

そのため、令和6年10月における都市計画審議会への意見聴取及び景観審議会における諮問を目指し、令和6年度については、都市計画審議会及び景観審議会については2回ずつ、景観審議会の専門部会については3回実施し、令和6年6月に住民説明会やパブリックコメント等を実施していく、そういったスケジュールを想定してございます。

なお、スケジュールにつきましては、諸状況により変更となる可能性がございますので、ご了承いただければと存じます。

以上で報告2の説明を終わります。

野原会長 どうもありがとうございます。

ちょっと複雑で、以前の資料がなく、アフターしかないので、前回とどう変わったかわからないかもしれないですけど、一応補足しますと、資料2の1ページ目というところに、景観形成誘導の考え方というのがあるのですが、皆さん、お手元にちょっと分厚い大田区景観計画という本があると思うのですが、今これの「方針」に関する部分を議論してるのですが、この分厚い本の32、33ページというところに、第3章、景観形成の誘導というところがありまして、ここに大きな考え方が書いてある右の33ページのところに、景観誘導イメージというのがあります。

こちらが、ちょっと似たような図になっていると思うんですけど、今まで①②③というふうになっていたところを、3の①と3の②ということで加えますというのがこのページという理解で合っていますかね。よろしいですかね。ということになりまして、しばらく何回か大森八景坂の景観形成重点地区については議論してると思うんですけど、その中の議論の中で、景観形成重点地区というのと、その周りのところに景観保全誘導区域というのを合わせて考えますよということで、今までもそういう中身にはなっていたんですけど、景観保全誘導区域はその周りの部分が本体のどこにも書かれてないということで、そうなるとこれなんですかということになるので、この33ページのところで、景観重点地区とその周りのところがありますよという記載を追加するということになっているというのが一番1枚目の話になります。

実は、この分厚い本の手前に、プラスアルファの紙みたいなのがついていると思うのですが、これは、洗足池の景観重点地区というのが、冊子ができた後に追加になっていまして、なので、ちょっと冊子を更新できないので、増えた分がついてるんですね。

今回またもう1個さらに重点地区が増えるので、もう1個プラスアルファになりますよというのを議論してるのですが、実はこの洗足池のときに、もう既にこの景観保全誘導区域というのがありまして、ここのときに議論をしてるのですが、中には景観保全誘導区域が書かれていない状態になってたので、ちょっとそこを合うように記述を追加したいというのが1枚目になっています。

2枚目以降が、今回新たに追加する大森八景坂の景観形成重点地区と今の保全区域についての追加事項というのは、今まで全くございませんので、新たに新設といいますか、追加する内容として議論するということでやっているのが2ページ以降になりまして、内容については、前回、前々回から多分、議論している中身のちょっと積み上げにはなっていると思うんですけど、幾つか議論の中で変更したり修正すべきところというのは直しましたというのが今回の説明ということになっています。

主に、赤字とか赤枠で書かれているところが、前回と変えたところになっているということで、その内容が先ほどの報告1のほうの資料1のほうで、こういう議論がありましたのでここを加えましたとかというのが書いてあるというようなことになっております。

というような構成になっていますので、そのところをちょっとご確認いただきつつ、ご意見いただければと思います。

では、報告事項2ですね、重点地区の修正といいますか、更新というか、今回、修正した部分も含めた重点地区について、ご意見、ご質問等ございましたら、どなたからでも結構ですので、頂戴できればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

川尻委員。

川 尻 委 員 今の説明でやっと分かったんですが、どこがどうなっているのかなと、なかなか理解できなかつたんですけど、要は大田区景観計画

の中身を変えるというか、その部分と、今回の場所の大森八景坂の件を分かれて書いてあるということなんですね。

ただ、そうなると、ちょっと1点質問なんですけども、これ、最後、6ページですか、追加指定に伴う景観形成基準の追加事項ということで、この景観基準というのが、それぞれの地区ごとにあるんですね。それに追加するという意味なんです。ちょっとそこがよく分からなかったんですけど。

事務局 事務局のほうから回答させていただきます。

ご認識のとおり、例えば今ご覧いただいている6ページ目の右側が、景観形成基準の追加事項になります。対象となる市街地類型が、例えば拠点商業市街地であれば、赤字に記載の内容がもともとあるルールの中に、追加されるというような形になります。

川尻委員 そういう理解ですね。だから、ここの前のものに追加されるということですね。

ただ、ちょっと1点、僕、よく分からない。この①の拠点商業地域というのを凡例でここは市街地類型を赤の塗り潰しになっているんですけども、これ具体的にどこを指してるのかというのをちょっと、この図で分からなかったんですけど。

事務局 6ページ目の左側の図で示しておりますとおり、市街地類型の拠点商業市街地につきましては、今、ピンク色の矢印で示している凡例のとおり濃いピンク色の部分になります。

川尻委員 どこが・・・ちょっと分からなかったんですよ、これ。

事務局 すみません。今、この矢印を指している部分です。

野原会長 あの画面をご覧ください、画面に矢印がある部分になります。

川尻委員 そこが赤いんですね、もっと。

事務局 そうですね、はい、濃くなっている。

野原会長 そこというのはどこですか。

川尻委員 矢印で指しているところのピンク色のところですね。

野原会長 大森貝塚と書いてある重点地区の境界線の北側ということですか。

事務局 そうですね、大森貝塚の北側の境界のところまでという形で、今、矢印で示しているところまでですね。

川 尻 委 員      そこが赤色で拠点商業市街地。  
野 原 会 長      上の四角形になってるところは、本当はこの市街地類型は濃い色  
                  になるはずのところだと。

事 務 局        そういうことです。

野 原 会 長      そうすると、これではちょっと分からないんで、表記が誤っているように見える。これは薄いピンクにしか見えないので、それは訂正ということ。

事 務 局        そうですね。色の調整をさせていただきます。

野 原 会 長      ちょっと、そうすると景観資源の大森貝塚が同じ色になっているんで、多分消えちゃうんで、ちょっと色とか調整したほうがいいと、すみません、間に入って申し訳ありません。

川 尻 委 員      ちょっとそれが分からなかったんで、右のほうの追加事項は一部拠点商業市街地も地域商業市街地と同じ内容ですよ、これね。これを追加するということですね。

                  それと、拠点商業市街地の届出対象行為・規模の欄には前回 1,000 平米以上と書いてあったんですけど、これは間違っていたということなんですかね。

事 務 局        おっしゃるとおり、今回、お示しの 2,000 平米が正しい数値になります。

川 尻 委 員      分かりました。

                  もう 1 点よろしいでしょうか。さっきの話と絡むんですけど、図でいくと 4 ページです。

                  左下、右上、右下のイラストにおける緑化について、いわゆる量や質の向上に努めるとあって、これちょっと僕さっき聞き忘れたのか分からないんですけど、それまでの緑の連続性に配慮するというのは表現だったのに、今、こういうふうに変わったというふうなことで説明を受けたと思うんですが、ちょっとその理由というんですか、そこは僕、聞き漏らしたのか分からないんですけど、緑の連続性というか、結構重要なことかなと思っていまして、物理的に全部連続するというのは仮に無理としても、視覚的には何か連続的なことにするとか、何かこの表現はもうちょっと今、書いてる量と質は当然いいんですけども、さらに何かちょっと加えていただいたほう

がいいかなと、私の今、意見でございます。

事務局 事務局からお答えさせていただきます。

大田区の緑の基本計画グリーンプランをおおたが令和5年3月に改定をされました。その中で質に関する取組を推進していくと掲げており、これまで公園緑地の整備や緑化推進に取り組むことで緑の量を増やしております。これからは緑を増やす取組に加えまして、区民や事業者、大田区が連携した緑の保全と活用に取り組んでいくということが掲げられています。

その中で、公共施設やオープンスペースなどの樹木などの適切な維持管理、更新により既存の緑の質を向上させていきたいと考えておりまして、特に景観視点で言いますと、見せる緑の創出を目指していきたいと考えております。

具体的には、壁面緑化ですとか、沿道の緑化、街頭を歩いていて見える緑化を目指していきたいと景観計画の中では考えております。

景観形成重点地区では、個々で再開発が進んでいくものですから、なかなかちょっと連続性につきましては、個々で開発が進む中で、ちょっと難しいのではないかとということが議論の中でありましたので、今回につきましては、質の向上ということで記載をさせていただきたいと考えております。

川尻委員 今のご説明は私もそちらのほうの専門家なんで理解はしているんですけども、今回のところの連続性というのは、確かに個別の開発になればなかなかその一つにまとめてというのは何か難しいと思うんですけども、一つ一つちょっとでも、例えば緑があって点在するとか、そういうことも考えられると思うんですね。

僕は実際、ここの通りをずっと歩いてみて、この外れですね、大森駅の北側の外れか、もっと北へずっと行ったところというのは、結構緑の連続が視覚的に感じる場所なんですね。

でも、個別の開発、全部連続してるわけじゃないんですけども、そういうふう感じられるところもあるんで、何かちょっと工夫していただいたほうがいいかなと思って、今回の中に入れるかどうかは別として、今後検討の中で何か考えていただいてもいいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

浅野幹事 川尻委員、ありがとうございます。まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

今のお話も受けまして、事務局のほうでどういう入れ込みができるか再度検討していきたいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

ちょっと前回の議論の記憶が確かじゃない中、具体的にどんな部分の「連続の確保の問題」が再検討となっていたのか、あんまり記憶にないんですけど、今のご指摘は、量だけでなく、質が重要中で、質の一つが連続性だったんですけど、連続性は改めて極めて重要じゃないかというご意見をいただいているとは思いますが。ただ、イメージ図が逆に本当に「物理的に連続している」ものを求めているように見えるんじゃないかなというところが、修正ポイントのような気もしまして、今、川尻委員からおっしゃっていただいたとおり、視覚的連続性というのは必ずしも緑でずっと本当に物理的につながってなくても、うまく確保すれば連続しているように感じられるという工夫があるんじゃないかと、そういうのを個々でみんなで見ながら一緒に考えていきましょうよという意味という意味では、結構、「連続性」というのは大事な考え方でもあるのかなというふうに思います。

ちょっとご意見を参照して、もう一回、すみませんけども、少し書き方についてはご検討いただければと思います。

貴重なご意見、どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

では、杉山委員、よろしくお願いします。

杉山委員 いろいろご説明ありがとうございます。

写真を入れ替えて晴天の様子ですとか、余計な車を排除とかというのは、やはりよかったかなと思いました。

それを参考に考えていくと、実は例えば4ページの絵面なんですけど、例えばこれを見たときに少々気になるのが、ここの敷地なんかですと中高木というのは無理なのというような、低木というか、少々花壇がある程度みたいな絵面なんですよ。

例えば、私、すぐビジュアルに惹かれてしまうタイプなので、文章を読まずに絵を参考にしちゃったり正直言ってしまう。

そういったときに、やはりここ全く中高木は、ほとんど描かれていないんですよね。やっぱり例えばケヤキなんかにしても、難しいからといって今、武蔵野1号みたいに小さいままで済むみたいなのも開発されていたりしますし、いろいろ高木にならずに常緑みたいなのは工夫されて緑の計画のときにも活用されたりしていますので、こういった絵を描くときにも、ちょっとご配慮いただいたほうがいいかなというのは希望です。

それから、もう一つ、色屋的に色彩で希望としましては、その4ページの天祖神社脇の階段なんですけど、ここの手すりがこれ黒に見えるんですけど、はっきり黒は避けてください。

というのも、ちょっと斜めから大体こういう手すりを見ると面状に見えちゃうんですね。だから黒い板がべたっと張られているように見えるというのがリアルなんですよ。

普通に歩いている分には変ではないですけども、そういった視点の在り方みたいなのがよく分からない場合がありますので、ぜひそれはご配慮願いたいというのが希望です。

すみません、細かいことばかり言って大変恐縮なんですけど、それから、5ページ目の補助28号線の池上通りは、どっち側からの視点かよく分からないんですけど、上から見ているのか下から見ているのか、これはどういう絵柄なのかなというようなのが少々気になるなというようなところがありますので、どうなんですかね。ちょっと駅がどこにあるのというのがよく分からないですし、神社があるのかとか、ちょっとよく分からないので、そういう今回、文章のほうもあんまり申し上げるのは大変恐縮なんですけども、ちょっとそういう視点の在り方みたいなものを明確にさせていただけたらいいなというふうに思っています。

追加なんですけど、3ページの大森の玄関口として、地形や歴史・文化を活かした人が主役、ここのところの赤枠の中ですけども、公共施設のところに、緑に全く触れていないんですけど、他とか全部緑に触れているんですよね。全体方針にはあるんですけども、公

共施設でやっぱり緑のお手本をお願いしたいなというのがございますので、ちょっとその辺、文章にする必要はないのかもしれないんですけども、ご検討いただきたいという、私はちょっと細かい視点からの意見を申し上げさせていただきました。

以上です。

野原会長 ありがとうございます。4点だったと思うんですが、まず、緑、高木、中木みたいな表現についていかがでしょうか。

事務局 こちらのイラストにつきましては、もう一度、手すりの色も含めて見直しをさせていただきます。

あと5ページ目の補助28号線のイラストはどこから眺めた位置なのか分からないというご指摘につきましては、大森駅の北側、ジャーマン通り付近をイメージして描いたものということでございます。

野原会長 どっちから。

事務局 北側から南側に向けて。

野原会長 上から下に。

杉山委員 上から。

事務局 坂の上から下に見下ろすような形となっております。

野原会長 というのは分からないがということですけど、でもあれですよ、具体的な位置をイメージして描いてはいる。抽象的に描いているわけではない。

事務局 このイラストについては、関係所管とも調整の上、再度分かりやすく更新していきたいと思っておりますので、一旦宿題という形でお預かりできればと思っております。

野原会長 あともう1点が緑についてのご意見。

事務局 緑については、3ページ目の景観形成の方針における公共施設の欄に三つ方針を掲げさせていただいておりますが、杉山委員ご指摘のとおり、緑に関する記載が現時点ではございませんので、こちらについても修正案のほうを次回お示しさせていただきたいと考えております。

以上になります。

野原会長 宿題が増えますが。

ほか、では、二井委員、柳沢委員の順番でお願いします。

二 井 委 員 ご修正いただいて大分分かりやすくなったのかなというふうに全体としては感じています。

それで、例えばこれから説明会とかをしてというときに、今回の保全誘導区域にある方から、実際何を守らなければいけないんだというふうに聞かれたときに、その中に書いているもののどういうものが適用されるのかというところが、景観形成重点地区に関しては、割と3ページとかで細かく定められているんですけど、その中の一部が適用されるということなのか、ちょっとその辺が今の時点でイメージがあればお伺いしたいというのが質問です。

以上です。

事 務 局 景観保全誘導区域にある敷地については、どのようなルールが適用されるかというご質問かと認識しております。1ページ目の図をご覧ください。③ー2が景観保全誘導区域に関する記載になります。

景観保全誘導区域にある敷地については、市街地類型や景観資源における方針、基準に特記事項を追加するというような形になります。6ページ、右側に記載のとおり、例えば、拠点商業市街地の中にある景観保全誘導区域にある敷地の場合は、拠点商業市街地のルールに加えまして、大森八景坂景観保全誘導区域では、池上通りからの見え方に配慮した形態・意匠とするという内容が、追加され、特記事項を守っていただくように働きかけるとい仕組みになります。

二 井 委 員 そうすると、かなりざっくりとした感じで、その都度対応していくという感じになるということですよ。

事 務 局 そうですね、はい、おっしゃるとおりです。

二 井 委 員 分かりました。

すみません、ちょっとそこが、すみません、よく理解できていなかったもので、ありがとうございます。

野 原 会 長 ちなみに、洗足池景観形成重点地区が先行的にあるじゃないですか。具体的に運用とかのときに、あの辺のエリアはどうなっているんですかね、まだ実際、何もないんですか。それが参考になるんじゃないかと。データは、ないのですかね。

浅 野 幹 事 すみません、確認をさせていただきます。

野原会長 はい、ありがとうございます。

ちょっと洗足池も、まだ重点地区になってからそんなに年数がたっていないので、実績がどれだけあるかもちょっと分かりませんが、まだそこで初めてやった試みというか、景観保全誘導区域のようなこの周りの見える景観も配慮しましょうという試みなので、ちょっと具体的にどうなっているか分からないですけど、今ご指摘があった通り、具体的にここにある対象のところが何すればいいですかと聞かれたときに、何と答えられますかというご質問だったと思いますので、その辺がちょっと分かるようにうまく表現、あれですね、1個前のまさに3ページ目の景観形成の方針のところには全体方針というのと、景観形成重点地区というのと、景観保全誘導区域がここにあるので、方針はあるということになっていますので、それを具体的にする基準まではあんまり厳密には設けていないということなのかなとは思いますが、ちょっとその辺りも含めて、少しうまく意図が伝わるように工夫していただくということなのかなというふうに思います。

浅野幹事 二井委員、ありがとうございました。

見せ方については、改めて検討させていただきながら、誰が見てももう少し分かるように再整理させていただきます。

ご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

では、柳沢委員ですね。

柳沢委員 ちょっと、すみません、景観とは関係ないのかもしれないんですけど、先日、大森駅の横のラーメン屋さんが1件火災になって、5万5,000人ぐらいの方が電車が止まってしまったという話を聞いたんですけど、イメージ的には大森駅を出て右側の地獄谷のほうがかきれいになって、あと、目の前のところがきれいになるというイメージがあるんですけど。

今回、火災があった地区は、ピンク色の中にはちょっと入っているのかなと思うんですけど、あそこら辺とかやっぱり駅の周辺が火災になったときというのは、非常に甚大な被害が出るんだなというふうにニュース等を見て思っていたんですけど、そこら辺の対策と

いうのも含まれて計画をされているのかなというのをちょっと質問であります。

藤 木 幹 事 鉄道・都市づくり課の藤木です。よろしくお願いします。

ご質問がありましたラーメン屋がある場所については、令和4年1月に都市計画変更した場所です。

現在、東京都と一緒に設計を実施しており、そこに関しては荷さばき車両スペースやタクシープールを設ける予定としております。現在の西口に関しては荷さばき車両スペースやタクシープールがない状態です。

そのため、都市計画変更では、計画範囲を広げ、本線とは分離した荷捌き車両スペースやタクシープールを設ける事によって、交通の円滑化や防災性の向上を目的とした計画になっています。

野 原 会 長 厳密に言うと、例えば6ページ目の交通広場の四角の中か外かというのとは。

藤 木 幹 事 すみません、もう一度お願いします。

野 原 会 長 6ページ目の資料に交通広場の四角が書かれていて、大森駅西口広場とあるんですけど、今ご説明あったところは中か外かということですか。

藤 木 幹 事 四角が書かれているその下ですね。

野 原 会 長 これ以外に、さらに拡幅したりする整備を検討している予定があるというお話だという感じ。

藤 木 幹 事 そうですね。今、あらましが本来あればいいんですけども、前回、事業概要説明会用に作成した『道路整備計画のあらまし』を皆さんに配っていますが、そこにイメージ図が書いてあり、平面的にもそれを見ていただくと、分かりやすい絵になっていると思います。口頭だと分かりづらいと思いますので、『道路整備計画のあらまし』を参照してください。また、大田区のホームページにも、事業概要説明で使用した資料をアップしていますので、見ていただくと助かります。

野 原 会 長 そうなると、5ページ目とかで議論している大森駅西口広場はこの四角の中ということになりますよね。

外側の事業としては、そうやって公開されているのであれば、こ

の辺りも公共的に考えるみたいな選択肢がありそうな感じがしてきてしまうのですが、その辺りはどうなる感じですかね。

浅野幹事 その辺も一緒に鉄道・都市づくり部と連携しながら検討してまいります。ご意見ありがとうございます。

野原会長 ちょっとその辺、整理していただいて、分かりやすく在り方も含めて伝わるようにしていただければと思います。もうその辺がオープンになっているということであれば、やはりそこも景観上もどうするかという考え方が周りの市街地とはちょっと変わってくるのかなということになると思いますので、その辺もご検討ください。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

まだ、先ほどの話とスケジュール的には、今回議論をして、都市計画審議会、都市計画のほうを全体議論するところに上げてご意見いただくのと、その後、パブリックコメントを受けてから、また次の景観審でその結果を受けて議論はすることにはなっていますけれど、ということは、ここで議論した中身をベースにしてパブリックコメントには行くということには都市計画審議会の意見も含めてですけど、行くということにはなりますので、その辺りを含めていかがですかね。よろしいでしょうか。

大澤副会長、よろしく申し上げます。

大澤副会長 説明ありがとうございました。

先ほど、会長からお話があったスケジュールに絡めてなんですけれども、実際、これまちづくり協議会の議論というものをベースにしていると思うんですけど、まちづくり協議会への説明であるとか、調整は今どのようなようになっているのでしょうか。

事務局 事務局のほうから回答させていただきます。

大森八景坂のまちづくり協議会という地権者の方々を中心に組織された協議会がございます。大森八景坂を景観形成重点地区に追加指定するという発意については、まちづくり協議会の方々がまず声を発したということがこれまでの経緯としてございます。

区といたしましては、年3回ほど大森八景坂まちづくり協議会が開催されておりますので、その場に景観の担当者が同席をさせてい

ただき、これまでの検討経過ですとか、今後のスケジュール等も含めて適宜情報提供のほうをしております。今後につきましても、先ほどご説明させていただいたスケジュールに沿って、進める際に丁寧にまちづくり協議会についても情報提供等していきたいと考えてございます。

以上になります。

大澤副会長 ちなみに次年度の6月のパブコメ説明会の前の段階で、協議会で話す機会というのはあるのでしょうか。

事務局 まちづくり協議会自体は、この6月よりも前に開催予定はございませんので、会議体の場以外に説明会ですとか、パブコメの前にそういった情報提供の仕方とか、そういったものをちょっと模索しながら検討していきたいと考えております。

大澤副会長 何か、いきなりもう案が出てきて、何も聞いてないというようなことにならないようにしてくださいということなんですけれども。

事務局 ありがとうございます。

野原会長 この辺り、よろしくお願いします。

有賀委員、よろしくお願いします。

有賀委員 ご説明どうもありがとうございます。

二つぐらいに少しまとめて質問をさせていただきたいと思いますが、一つ目は、資料2の4ページの今回、右側の赤枠の中に入っているイラスト、これ差し替えというふうなご説明をいただきました。

恐らくイラストについては引き続き精査されるというふうな、先ほどご説明があったので、そこはぜひ期待したいと思うんですが、この4ページの右上のイラストで、手前側の建物、今ちょうど画面では赤い矢印がある建物ですが、そこのずっと矢印を下へ行ってもらうと緑があります。

ここが意外にイラストとはいうものの、一つ大事な、これ内容が含まれて逆にしまっているんじゃないかなと思うんですが、官民境界を見たときに、今の絵の描き方だと民地内のような見え方をしますが、意図として。つまり、歩道上に親子が手をつないで歩いていて、その内側だから民地のような気がするんですね、このイラ

ストの描き方は。

重点地区ですから、この絵を示しているのは、重点地区の場合は建築物については全部が届出の対象になっていて、行為の規制の届出対象になっているところから見ると、結構これ厳しい目の扱いになるエリアなんですけど、そのときに通常だとかいうのは、例えば地区計画で壁面線が指定されているとか、あるいは総合設計で公開告知扱いにして、その代わりボリュームボーナスが出るとかというのは様々なインセンティブの手法があって、こういうセットバックして緑地を作るとかということになるんだと思うんですね。

ただ、今回はそこまで踏み込んでいない、あくまでも景観の基準ということで考えると、これが一つは絵ではあるんだけど、この民地内に踏み込んだこの描き方が正しいかどうかということですね。

もう一つは、同じ場所に関連するんですが、3ページの重点地区の景観形成基準で、建築物の建築などの一番下のところに公開空地・外構・緑化という中項目があって、この中の表現を見ると、街角というのは、多様な街角づくりに努めましょうというふうな描き方をされているので、多分どっちかというところ、ここの4ページのイラストというのは、多様な街角というところをもう少し表現したほうが今の原案で示されている景観形成基準には合うのかなというふうに思います。

つまり、緑を強調するよりは多様な街角というところをどうやってつくっていくかというところ、あるいはヒューマンスケールというところをもう少し絵で描いたほうがいいのかと思いました。

逆に、そのイラストのようなことを意図するんだとすると、結構これやっぱり民地の中でこれだけ平面的に1階部分がセットバックして公開空地的に作り出すというのは、なかなか事業者的には厳しいところもあるかと思うので、そこは少し景観形成基準とイラストの整合性を図られたほうがいいのかと思いました。これが1点目です。

それで、今のところ、ついでに3ページの建築物の建築等のところの公開空地・外構・緑化のところには、あえてほかのところでは

緑の量や質の向上に努めるという一文が入っているんですけど、今回ね、追記されてるんですが、あえてここで入っていないのは、それ以上に何か細かく書いてるから、入れる必要ないというふうにご判断されたのかどうかなんですが、それは質問です。

つまり、建築物の建築等の公開空地・外構・緑化のところには、ほかの項目では赤字記載で緑の量や質の向上に努めるというのが入っていますけども、それが入っていないので、何か書き分ける意図があったかなと思って、それは質問です。

二つ目が、4ページにもう一回戻るんですが、これ前々から多分この絵は出てきていると思いますけども、やはり4ページ目の左上のこのイラスト、街並みを表現するイラストがありますよね、これ、表通りから見ている絵だと思うので、そういう意味では重点地区が書かれているんだなというふうには思います。

今回、重点地区については、先ほども振り返りましたけれども、届出対象は、建築物全ての建築なので、つまり大きいものも小さいものも低いものも高いものも全部届出対象ですよ。だから、こういうバリエーションがあっていいと思うんですけども、一方で、先ほどご説明いただいたように、6ページのところに出てくる保全地区のほうについては、保全誘導地区、ごめんなさい、保全誘導区域か、この保全誘導区域のほうについては、届出対象行為というのは30メートルを超えるものまたは2,000平米を超えるもの、これ拠点商業地域あるいは地域商業市街地の基準なんだと思うんですが、そうすると、おおむね高さでいうと8階建てぐらいのイメージですよ。7階以上8階以上ぐらいの感じ、恐らく2,000平米だと、敷地で逆算して考えると大体敷地300平米ぐらいで、商業地ですから0ロットで考えても、建築面積300平米以下ぐらいで大体8階ぐらいなのかなというふうな感じがするんですが。

そうすると、ボリューム感としては、実はいろいろなページで出てくるイラストに表れているよりか、もう少しやっぱりボリュームが上がってくるような気がするんですよ、全体的に。

その中で、壁面の緑化だとかあるいは連続の緑化だとか、にぎわいをつくるとか、ヒューマンスケールのにぎわいをつくる、多様な

街角をつくるということが書かれているので、ちょっとやはり想定されている景観形成基準の誘導の基準と、それからやっぱり描かれているイラストのところは若干ギャップを感じており、何か描かれているイラストか何か比較的牧歌的な雰囲気描かれているので、もう少しやっぱりD/Hとよく言いますが、高さ方向が立ち上がってくるような都心のイメージになるんじゃないかなという気がしています。

ですから、これ外に出していくときに、やはりその辺の意図がきちんと伝わるように書かれたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

野原会長 いかがでしょうかね。1点目に関しては、4ページ目の民地のところの緑も含めた民地のバックの部分と、あと、3ページ目の建築物の建築等のところの公開空地・外構・緑化には緑の量・質向上に努めるはないけれど、書き分けですかということと、後半は、ボリュームがとか、その辺の、いかがでしょうか。

事務局 まず4ページの右上のイラストにつきましては、おっしゃるとおりちょっと民地をイメージした緑という形で記載をしております。こちらにつきましては、3ページの基準等をもう一度見直しまして、多様な街角など、その辺のイラストに落とし込めるようにちょっと見直しをしていきたいと考えております。

ご質問のありました3ページ目の建築物の建築等に緑の記載がないということにつきましては、こちらちょっと意識していなかったんですけども、実際、記載がないので、こちらについても、もう一度どういった記載が必要なのかというのを考えてみたいと思っております。

あと、イラストのその建物の高さとかにつきましても、より現実的にどうなるのかを検証しまして、イラストのほうを修正していきたいという考えでおります。

以上でございます。

野原会長 ということで、よろしく願いいたします。

濱福委員、よろしく願いします。

濱 福 委 員 先ほど会長さんが言われたように、洗足池のなったとき、一番初めの状況から今日までの状況というのを教えてほしいなというふうに思います。

それと、前回、僕も前回から出てきたんで、あまり深いところは分からないんですが、このイラストの中で、資料をいただいてから、街中を歩きました。あそこの神社のところも行きました。多分こういうふうになるんだろうなというふうに、頭の中にいましたけど、やっぱり想像する中で、自分もよく洗足池に行くんですけど、あの近辺、結構住宅地や何かが改善されましたよね、それも一つの一環なんだというふうに思うんですが、今回の景観の変更になってから新しくなったというところと、古かったのもこうだったよということね、もしできるんだったら教えてほしいなと。

そうすると、今度のイメージの例えば先ほどのジャーマン通りのところだったよというふうに、ジャーマン通りがこんなふうに何かなるのかなというふうに思うし、それは先に我々としても夢があることを今やろうとしているんだと思うんですよね。だから、その辺をもう少し詳しく教えてほしいなというふうに思います。

野 原 会 長 では、事務局、よろしくお願いします。

事 務 局 事務局から回答させていただきます。

机上に、大田区景観計画という冊子を置かせていただいております。1枚表紙をめくっていただきますと、ホチキスどめの資料で、洗足池景観形成重点地区を追加指定した際の追録版があるかと思えます。そちらをご覧くださいてもよろしいでしょうか。表紙と1ページ目の間に差し込まれているホチキスどめの資料になります。もし、お手元がない方がいらっしゃれば挙手していただければお配りをいたします。皆様、ございますでしょうか。ありがとうございます。

こちら、ホチキスどめの資料1枚目に記載をさせていただきますが、まず景観形成重点地区につきましては、洗足池の場合、洗足池公園を中心とした潤いですとか、自然環境豊かな歴史的資源、そして良好な住宅地、こういったものが調和した景観づくりを推進するという目的で、景観形成の基準や方針を定めている形になります。

す。

1枚目の下に図がございますが、赤い一点鎖線で囲んだ部分が景観形成重点地区で、その周りを囲っている部分が、景観保全誘導区域、赤色の一点鎖線になります。

この重点地区を取り囲んでいる景観保全誘導区域につきましては、景観形成重点地区の周辺に隣接しているという点から、洗足駅公園ですとか洗足駅の駅周辺からの見え方に配慮した景観形成を誘導するというのが大田区の景観計画の仕組みとなっております。

資料の5ページ目をご覧ください。5ページ目には、届出対象行為及び規模一覧という表が記載してございます。

この表の一番下には、景観形成重点地区というところで、洗足池景観形成重点地区であれば、この表に記載の行為や規模が届出の対象になるという形で、この届出がなされた後は、建築審査課が指導を行っている形になります。

一方で、景観保全誘導区域につきましては、先ほど申し上げたとおり、あくまで努めていただくように誘導するという形になりますので、重点地区とは異なり、現時点の大田区景観条例や景観計画上においては、届出の対象行為外であり、景観形成重点地区のように規制できないという形になります。

景観保全誘導区域における、具体的な誘導内容につきましては、現時点でデータを持ち合わせておりませんので、回答はこの場でできかねます。申し訳ございません。

以上になります。

野原会長  
事務局

景観形成重点地区は。  
景観形成重点地区につきましては、この届出対象行為に当てはまる場合は、景観形成の方針ですとか基準・目標等を建築審査課から、事業者の方々にお伝えをさせていただきまして、修正等をしているというふうに聞いております。

野原会長  
事務局

それがどうですかということですが、具体的に分からない。  
件数等につきまして、今はお答えできません。

野原会長

ちょっとすみません、データがそろっていないということなので、ちょっとその辺、また確認して次回ということで、併せてご報告い

ただけるといいのかなと思います。

ちょっと時間がかかり来ていますので、そろそろまとめたいなと思うんですけど、ちょっと確認として、大きく考えると2点あったかなと思うんですけど、1点は、やっぱり今ずっと議論になっている景観保全誘導区域というのがちょっと分かりにくいというか、説明としてちゃんとすつと入れるように理解するように書いていたいただきたいんですけど、ちょっと確認としては、5-2というのは新しく作るという理解で合ってますかね。

これ本体を見ますと、さっきの33ページに全体のことが書いてありまして、その後ろに行くと、(1)というのが市街地類型と書いてある。市街地類型というのは、要は一般地域みたいなものですね、大田区全体を幾つかに分けて、そこに書いてありますというのが(1)で、(2)というのが景観資源となっていて、これは隣に何かすごく立派なものとか、保全すべき大事なものがあつたら、その隣にちゃんと配慮してやりましょうということを考えていくためのルールになっています。(3)というのが、景観形成重点地区になっていて、その内容が書かれているんですけど、今回全体のフレーム33ページのところには、その3を3の①と3の②に分けて、景観保全誘導区域というのを書きますと書いてあるわけですね。

これに対応するように、5番を5-1重点地区と5-2が実際は保全誘導区域に近いような内容で記載するというご提案をされているという理解で合ってますか。

事務局 そのとおりでございます。

野原会長 分かりました。

なんですけど、実際には保全誘導区域に何か具体的なルールが実はなくて、市街地類型というところの1番のところの中に、この区域は何かですというのを書かれると、ちょっとかなり複雑な仕組みになっているので、ちょっとその辺りをうまく分かりやすく伝えるようにしないと、分からなくなってしまう感じがあるので、ちょっと分かりやすくお伝えいただきたいな。

いずれにしても、今議論ありましたとおり、重点地区がまずメイ

ンになってる中で、その周りが何かせつかく重点地区が頑張っているのに、周りのところに何かすごく目立つようなものが出てしまって、それを阻害するというのはよろしくないよということで、それを考えるためのチェックをするような、そういう区域に多分なっていると思うのですが、洗足池もよく見ると、洗足池の中だけじゃなくて、駅周辺から見え方も配慮すると書いてありまして、つまり、真ん中から外が見えるかどうかもあるんですけど、合わさって外からどう見えるかというのも多分あると思うんですね。

例えば大森の場合は、東口側から見えることに今のまま行くとかなると思うんです、広場ができるんで。そうしたときに、向こうが見えたときに何か後ろがすごいことになったりしないかというのを多分チェックするという意味もあると思うので、そういう意味で大きなボリュームに対する 2,000 平米以上とか、30 メートル以上のものを対象にしながら確認しますよということになっていると思うので、考え方がちゃんと伝わるように何かの工夫をして記述するというのは大事なのかなというふうに思いますので、取りあえずちょっとそこをやっぱり整理していただいて、分かりやすくちゃんと意図を伝えるようにしてほしいというのが、まず 1 点目です。

もう 1 点、今日の議論の中で、すみません、ちょっと大分長くなりましたが、緑の在り方とか、ボリュームの在り方とかスケッチとか絵に対するお話があったと思うんですけど、結構、大分前の専門部会とかで、ここは本当は議論しているはずで、つまり実際どうなるかということを少し想像しながら検討しないと、何かうまくはまらないかもしれないよねという話は何度か議論していたと思うんですね、結構前に。

その内容を踏まえると、要は現実として本当にこれができるのかとか、あと、あるいはこれが本当に具体的にどうなっているのかというのをちゃんと理解しながら書かないと、絵に描いた餅ですよというお話がかなり含まれていたと思うんで、ちょっともう一回少し整理していただいて、具体的にこの沿道としてどういうことが起こり得て、それに対してどういうことがあり得るのかというのを整理した上で絵を描かないと、実態とちょっと乖離しているんじゃない

ですかというお話だったのかな、総合的には緑もボリュームも空地も全部そうかなという気がするので、ちょっとそこの辺りを少し整理していただくということになるのかなと思います。

いずれにしても、細かい部分も多かったですけど、実際、具体的にこの場所に関するご指摘だったとは思いますが、一回整理をしていただいて、絵のほうが特にビジュアルの絵というのが結構独り歩きするといいますかね、重要になってくる部分もあると思いますので、ちょっとそこをもう一回確認していただいて、修正案を出していただければと思います。

では、杉山委員、ちょっとコンパクトに、すみません。

杉 山 委 員 すみません、どうしても言いたいことがございます。

1 ページ左下の写真ですけども、天祖神社入り口のところで、この広告看板、特にお医者さん系はすごい派手な色で、駅前で非常に困っている場合がすごく多いんですね、その事例の一つなんですよ、これ。

こういうのがまちづくり協議会で広告看板について何かご相談しているのかどうかというのは、今日、お聞かせ願わなくても結構です。ちょっとそういったものもお考えいただきたいなというのが一つです。

ちょっと照明についても、夜間景観とかはもう少し分かりやすいところに表現していただくと、最後のところの4 ページのところには書いてあったんですかね、夜間景観とか何か語っていらっしゃると思うんですけども、ちょっと明解にこの項目としては全然出てこないで気になりました。

もう一つなんですけど、街角という表現なんですけど、この景観計画を探しましたが、今まで街角というのは私あまり景観計画の中で見たことがないんですよ。

ここでは街角が多様な街角となっているんですけども、街角というのは、優先的には角なんですよね。曲がり角という感じなんですけど、気持ちは分かるんですけど、街角というのは今まで景観計画等々の表記には出されてない理由は何かあったのかなと。普通は街並み程度でやっているんですね。だから、ちょっとこの辺りもご検

討というか、聞かれたら何言っているのというのをお答えいただけるようになっていのかをお願いしたいと思います。すみません、細かいことばかりで恐縮ですけど、よろしく願いいたします。

野原会長　ちょっと、時間も迫っておりますので、最後の街角を意識されているかどうかを確認していいですか。あれですかね、まちづくり協議会さんが、そういうお話だった、どういう。

事務局　街角の意図といたしましては、まちづくり協議会からの提案をメインに、今回この重点地区の案を作っておりますので、特に深い意味はないといえますか、その提案を受けまして記載しております。

野原会長　深い意味はないというよりも、それがどういうことなのかというのを受け止めて、ちゃんと考える必要があるということだと思うので、これも確認事項の一つとしてご検討いただければというふうに思います。

ということで、ちょっと幾つか確認のご指摘もいただきましたけど、その辺も併せて、すみません、次の議題もそれなりにちょっと重い議題でもあったりするので、そろそろまとめたいなと思いますので、ちょっと確認ですが、その辺の保全誘導区域の話と、ちょっと今いろいろご指摘いただいている具体的な事項に関して、少し再検討をしていただいて、お示しいただくということにしたいと思います。

ちょっと繰り返しになりますが、パブリックコメントを挟むんですけど、まだ今日で終わりじゃありませんので、これらを受けましてまちの正に意見も受けて、改善するというか修正するということになると思いますので、ちょっとそちらのほうでもう一回改めてご確認いただければというふうに思います。

すみません、傍聴者は発言できません。申し訳ありません。

すみません、傍聴者はご意見できないことになっておりますので、よろしく願いいたします。

ということですので、その辺り整理のほうをお願いしたいというふうに思います。

では、議題も次もございまして、こちらのことを整理していた

だいて、また次回のお持ちいただきたいと思ひます。

では、続きまして、報告事項3になります。

景観まちづくり賞についてということで、こちらのほう、事務局、説明のほうよろしくお祈ひします。

事務局 都市計画課計画調整担当の内田でございます。報告3についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

右上に資料4と記載があるA4横の第4回大田区景観まちづくり賞の審査対象件数についてをご覧ください。

景観まちづくり賞は、平成27年度から開催しておりまして、今年度から来年度にかけて、第4回景観まちづくり賞を実施してまいります。

表彰の部門としましては、3部門を設定しておりまして、街並み景観部門は、地域の個性が感じられる、あるいは魅力的な景観形成に貢献しているものを表彰対象としておりまして、具体例としまして、建築物、公共空間を含む街並み、植林地や生け垣等のみどりなどが対象となります。

景観づくり活動部門は、区民・団体・事業者などが取り組む景観形成に貢献している活動を対象としており、まちや自然の保全、整備などの緑化活動や美化活動、地域のお祭りなども対象としております。

この2部門に加えまして、今回第4回から「みどりづくり部門」を創設しまして、みどりづくり部門は、みどりの条例に基づく届出があったものを対象とし、優れた緑化計画を行っているものを表彰するものでございまして、合計3部門の表彰を行ってまいります。

令和5年11月27日から令和6年1月26日まで募集受付をした結果、合計64件の審査対象が集まりました。

各部門別では、街並み景観部門は32件、27物件の応募がありました。

景観づくり活動部門は、22件、21活動団体の応募がありまして、こちらにつきましては、今回18特別出張所に応募促進を働きかけたことなどから、過去最高の件数となりました。

みどりづくり部門は、みどりの条例の届出審査を行っている建築

審査課の職員による事前審査を行いまして 10 件選出しております。

続きまして、資料 5 をご確認ください。

こちらの資料は、第 4 回大田区景観まちづくり賞の今後のスケジュールについてご説明いたします。

景観審議会、景観まちづくり賞専門部会、事務局の三つに分けてスケジュールを整理しています。

本日の第 17 回景観審議会を経まして、この後、事務局のほうで、応募内容を整理しまして、一次審査の書面を景観まちづくり賞専門部会の各委員に送付いたします。

令和 6 年 5 月に第 19 回専門部会で一次審査を行いまして、案件を絞ります。

その後、二次審査で現地調査、また活動部門で必要であればヒアリングを行っていく予定です。令和 6 年 7 月に第 18 回景観専門部会で審査結果の中間報告、第 20 回専門部会で二次審査を行いまして、令和 6 年 9 月に第 21 回専門部会で受賞案を選出します。最終的に令和 6 年 10 月の第 19 回景観審議会にて受賞作品決定の諮問を行ってまいります。

報告 3 の説明は以上でございます。

野 原 会 長      どうもありがとうございました。

前回ありました、景観まちづくり賞ですね、実際にもう応募は始まったと、報告があったということで、その結果として、今、審査対象件数というのがご報告ありました。

これからこれに対するまた審査が始まっていくという、そういう段階にあるということで、今ご説明があったかと思えます。

では、こちらのご報告に関して何かご質問やご意見等がございましたら、こちらに対してご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

特によろしいですか、大丈夫そうですか。

ちょっと私のほうからも幾つか確認があるんですけど、2 点あるんですけど、1 点は、資料 1 のほうでの振り返りがございまして、振り返りの 2 ページ目に（1）みどりづくり部門についてという質問が前回あって、いつまでに完了届が提出されたものが対象になる

のかということで、対象についての議論があったと思うんですけど、こちらで右側に実施年度の前々年度までに提出されたものなので、令和4年3月までに提出されたものと書いてあるんですけど、これが10件なんですかね。どういう形で10件というのになっているのか、ちょっと分からなかったんですけど、そこを説明していただけますか。

事務局 回答させていただきます。

まず資料の1、(1)みどりづくり部門の②いつまでに完了届が提出されたものが対象となるかにつきましては、第4回については令和4年3月までに提出されたものになります。

この4年3月までに提出されたものにつきましては、約1,500件ほど完了届が提出されております。

その1,500件から、事務局のほうで、例えば過去に景観まちづくり賞を受けていない緑化計画であることですか、特に優秀で他の模範となる緑化計画であること、あとは維持管理状況が不良なものですとか、立入拒否のもの等は除外した上で、1,500件から10件に絞り込んで、今回はその10件を対象に一次、二次の審査を行っていくというような形で想定しております。

以上になります。

野原会長 想定というか、決まっているんですか。

事務局 はい、予定しております。

野原会長 予定ということは、そうならないかもしれない。

事務局 現時点では10件を選定しております。

野原会長 倍率が、150倍になるので、どういう形で審査が行われているのか、どうやって選ばれたのかなというのを示す必要があるのかなと思うんですが。

条件で除外していくと、かなり減ることなんですか、何かその辺のプロセスもちょっと、プロセスは今、説明していただいたんですけど、どのぐらいのものなのかというのが分からなかったんですけど。

浅野幹事 まちづくり計画調整担当課長、浅野でございます。

今、会長がお話しの1,500件のうち、絞り込む件につきましては、

維持管理が良好なもの、あとは景観的にも景観にも配慮した、みどりづくりを行っているもの、そういったものをしっかり吟味しながら、絞っていったところでございます。

特に、先ほど担当からもお話をさせていただいたとおり、植えたときと今現状が全然違うものの中にはございまして、計画どおり、またはそれ以上しっかりやっただいているところ、そういった観点もしっかり見た上で絞り込みを行ってございます。

以上でございます。

野原会長　　というプロセスが見えないと、どうやって選ばれているのかが説明できなくなっちゃうので、その辺りをきっちり整理していただく必要があるんじゃないかと思います。

浅野幹事　　会長おっしゃるとおり、審査する前にはその辺の条件をしっかり整理したものを、委員の皆様にはご提示をさせていただきます。

野原会長　　ありがとうございます。

そういう形で、何か選定されている、もう既にある種、審査とはいわないが、0次選考のように行われているものが上がっているという、そういう件数だということですね。あと、もう1点あるんですけれど、すごくありがたいことというか、景観づくり活動部門が22件応募していただいたというのは、今までなかなか応募数が上がらず、3回目がちょっと6件でしたので、非常にうれしいことだなと思う一方、審査が大変だなというような感じもありまして、今までですと、資料5がスケジュールですよ、特に二次審査のときにヒアリングしたりとか、多分今までそういうのをやっていたので、この辺りちょっとうれしい悲鳴ではあるんですけど、22件あるとどういう形で絞りながらやっていくのかなみたいなところ、二次審査だからちょっと絞った形の中から議論していたかもしれないんですけど、その辺り、今後のスケジュールも含めてちょっとどういう感じになってるかだけご説明いただければと思います。

事務局　　二次審査のヒアリングにつきましては、必要に応じて行う予定でございまして、一次審査で22件からどのぐらいに絞られるかというところも踏まえながら、今後のスケジュールについては設定をしていこうと思っております。大体6月の1か月程度をヒアリング実

施期間として設けていく予定でございます。

以上になります。

野原会長 はい、ありがとうございます。

今までの経験ですと、どちらかに出してきても、ちょっとこれ逆の部門で議論したほうがいいんじゃないかなどという、ちょっとその辺の議論をしたこともございまして、中身は分からないんであれですけど、うまく適切にやっていただければというふうに思います。では、こちら、ほかよろしいですか。

まだ審査は始まっていないということで、これから進めていくということになるんだと思いますけれど、ようやくコロナが明けて、また景観まちづくり賞がある意味復活というか、したということで、非常に楽しみだなと思っておりますので、ぜひちょっと審査を行う専門部会の皆様はご負担があるかと思うんですけど、ぜひよりよい形で進められているということをご期待しております。

では、こちらについてはよろしいでしょうか。

では、今のようなご報告だったということにさせていただきたいと思います。

では、報告事項4番目になりますかね。こちらについて、事務局のほうよりご説明よろしくお願ひいたします。

事務局 それでは、報告の(4)景観審議会専門部会の設置について説明をさせていただきます。

まずはじめに、資料7を用いて説明をさせていただきます。

資料7は、大田区景観審議会専門部会の設置要綱になります。こちらの第1条をご覧ください。

第1条では、大田区景観審議会が調査審議する事項に関し、専門的かつ効果的な調査検討することを目的とし、審議会に専門部会を設置すると規定されております。

また、第3条では、専門部会は審議会委員のうち、審議会会長が指名する委員で構成すると定められております。

続いて、資料6をご覧ください。

区では現在、景観審議会の専門部会として、大森八景坂と景観賞に関わる二つの専門部会を設置しております。

これに加えて、今回、緑色の枠で囲ってあります大森駅西口広場及び補助第 28 号線周辺の空間デザインについて、専門的見地から調査検討を行う専門部会（大森駅西口空間デザイン）を設置したいと考えております。

この専門部会につきましては、機動的に対応できるようにするため、少人数で構成をすることとし、構成については野原会長と土木空間デザインをご専門とする二井委員にお願いしたいと考えております。

なお、一番左側の青枠で囲ってあります、大森八景坂景観形成重点地区に関する調査検討を行ってきた専門部会の名称につきましては、今後は大森八景坂以外の景観まちづくりに関連する内容を調査検討するというところを視野に入れまして、名称を大森八景坂から、表示のとおり景観まちづくりという名称に変更をしたいと考えております。

報告 4 についての説明は以上になります。

野 原 会 長      ありがとうございます。

ちょっと私のほうから補足もさせていただくと、資料 6 というのが今ございますね。今ここでやられてるのは景観審議会の本会という会になっているんですけど、今までも事務局の説明からも何度かございましたとおり、主に専門性をそれぞれ持っている有識者が集まってやる専門部会というのを今まで行われていまして、今は大森八景坂を中心にやっていますが、以前はそれ以外も含めたいろんな事項に対して、専門部会で一応議論をしてもんでから、本会で審議を報告させていただくというような形で今までやっておりました。

それともう一つ、つい一つ前の報告事項にございました景観まちづくり賞は、その審査委員をやっていただくということで、こちらは有識者と区民の皆様にも関わっていただいて、併せて景観まちづくりの審査をしていただくということで、それも専門部会という位置づけに現在ではなっているという形になっているということになります。

なので、大きく分けると二つあるんですけど、今回、先ほど大

森八景坂の景観重点地区の議論がある中で、資料、幾つでしたかメインの資料2の5ページの辺りに、公共施設に関する話というのが入っていたかと思います。

公共施設は、具体的に事業がやっぱり動いていくときに、本当に景観が大きく変わっていくことになりますので、そこできっちりこの辺も含めた大きな在り方というのが検討されていくのも大事だろうということはあるわけですが、今、この大森の地区をまちづくりを所管しているのが鉄道・都市づくり課さんになりますけど、来年度以降、大森駅西口広場と補助28号線池上通りの周辺の空間デザインの検討というのを開始するというふうに伺っておりまして、それを踏まえて、景観審議会のほうからちょっとアドバイスをいただければというふうに相談を受けているという形になっております。

私としても、この景観審議会として引き続きこの景観まちづくりの公共施設の部分にもちゃんと関わっていくことが、先ほどの5ページは大きな本当に大きな方針しかちょっと書かれておりませんので、具体的にどうなっていくかという意味でも、少しご相談ございましたので、この専門部会を設置して、そこにもちょっと関わっていくということを結構大事かなというふうに私のほうもちょっと思いおりましたので、専門部会設置の検討というのをお願いさせていただきました。

事務局のご説明もあるとおり、事業となりますと、結構すごい速いいろんなテンポで物事が決まっていったり、そこに対してちょっと議論していく必要があるということもありますので、少し機動的な対応ができるようにということで、人数は少なめで恐縮なんですけれども、一番、土木の公共施設や景観のご専門でもあります二井先生に加わっていただいて、ちょっと全体を見るということで私のほうも併せて対応していきたいということで、このような形の専門部会はどうかということで事務局のほうからもご提案をいただいているという次第になっております。

景観審議会、この専門部会での内容も合わせて今までどおり専門部会としての内容はここでご報告させていただくという形で取れ

ればということで、事務局のほうからご提案をいただいたということになっております。というのが私のほうからの補足でございます。

では、ただいまの報告4について、委員の皆様から何かご質問やご意見等がもしございましたら、そちらのほう挙手のほうでご発言をお願いできればと思います。

いかがでしょうか。

加藤委員、よろしく申し上げます。

加藤委員 この八景坂の景観をどういうふうな形で、空間ですから、池上通りと広場とあと周りにある建物を含めて、全部の空間をこうやっていくというのはすごく分かるんですけども、お二人で何ができ、方針を決める、設計はまた別のところにこうやっていくとは思いますが、その方針を決めていくのか、お二人で何をしようとして、スケジュール的にはどういうふうな形で考えているのかがちょっとよく見えなかったんで、そこら辺どうお考えなんですか。

野原会長 事務局のほう、よろしく申し上げます。

浅野幹事 この件につきましては、景観空間のアドバイスをこの景観視点で学識の先生方からご意見を頂戴したいというものでございます。

加藤委員 ある程度、成果物というか、こういうものをつくっていただきたいとか、出していただきたいとか、意見を集約してほしいとか、そういうことはある程度明確に。

浅野幹事 そこにつきましては、鉄道・都市づくり部メインで動いていきます。絵にしたものを景観視点で2先生に見て、アドバイスをいただきたいという考えでございます。

野原会長 一般的に普通にやると、公共事業としてそれを行うセクションとか、その部署が淡々といったら言い方があれですけど、所管するところで行っていくということになるんですけど、先ほど、加藤委員もご意見いただいたとおり、やっぱり西口広場、池上通り、その周りというのは、本当は一带というか、合わさってなるところですけど、通常のやり方にしてしまうと、道路は道路で考えて、広場は広場で考えて、それぞれになってしまうので、ちょっとそれも含めて全体を見ながらあるべきところに、我々は多分助言、指導するの

に近いのかなと思うんですけど、一応一緒に議論してアドバイスをさせていただくような形で進めていくことになるのかなと思いますけど、合っていますか。すみません、事務局のほうから、よろしくをお願いします。

藤 木 幹 事      ありがとうございます。

まさしくそのとおりです。鉄道・都市づくり課では、来年度以降約3ヵ年計画で空間デザインを実施する予定です。要は地元の皆さんの意見も聞きながら、こういうデザインがいいよねとか、どういう街並みがいいよねとか、公共施設としてできることは限られてくるとは思いますが、いろんな意見を頂戴します。そして、我々がその意見を集約し、区委託のデザイナーで作業をして頂き、そのデザインを野原先生、二井先生に専門部会として携わっていただいて助言をもらい、キャッチボールするという形を考えています。

補助第28号線と大森駅西口広場の都市計画施設事業は、今年度末に事業認可を取る予定です。そのため、来年度からは事業着手という形に役所的にはなりますので、計画用地の取得交渉等が進んでいきます。しかしながら、すぐに用地買収という事はできないものですから、その間に、空間デザインを皆さんと考えて、地域の皆さんと先生方、そういう形でやっていくというプロセスにしております。よろしくをお願いします。

加 藤 委 員      分かりました。

ある意味、実働は行政のほうがして、ある程度のビジョンを出してきて、それに対してアドバイスなり修正なり意見を混ぜながらドリームにしていくという、アドバイザー的な役割でやられるということですのでよろしいですね。

お二人は設計からデザインから全部やれと言われても難しいのかなと思ったんで、はい、わかりました。

野 原 会 長      ありがとうございます。

川尻委員、よろしくをお願いします。

川 尻 委 員      別にいいんですけども、この資料6を見ると、計画審議会14名になっているんですけども、今13名なんですね。1名増えるんだというふうに、だから専門部会は景観まちづくりのほうが一人増えてと

いう格好だろうということだと思う。ちょっと直接電話で聞いたら一人、来年度増えるという話を聞いたんで、ちょっとここ整合を取っておかないとまずいのかなと思ったので。

野原会長 事務局から説明していただいたほうがいいかもしれないですけど、もう一人、杉田委員が今までいらっしゃったんですが、ちょっと大学の関係で移られたこともありまして、今、いらっしゃらないんですけど、要は空位と言いますか、空いている状態ですので、そこに次の先生に入っていただくということにはなると思うんですけど、それも含めて、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 今、野原会長から説明のあったとおり、学識経験のある委員ということで、もともと6名いらっしゃいましたが、杉田先生が大学の転出のため、1名欠員ということになっております。

ですので、定足数としては14名いらっしゃいますが、現時点は一人欠員で13名、来年度、欠員の部分については1名、新たな先生が加入される予定になっているという状況になります。

以上です。

川尻委員 いや、全然反対する何でもないんですけど、資料として出てくると、何だか分からないなというのが、ちょっと整合をとっておかないとまずいかなと思っただけです。

野原会長 ありがとうございます。

本日の時点ではどっちなのかということですね。

加藤委員、よろしくをお願いします。

加藤委員 欠員があるということは十分理解していて、今日の会合を見ても男ばかりなんですよ。それで、やはり女性のダイバーシティの観点で、やはり地域で主立った生活してるのは女性のほうが多いんで、女性の視点を入れていただくとか、若い人の感覚を入れていただくということで、委員の方もそういうようなダイバーシティの観点でぜひ選んでいただければと思います。

以上です。

野原会長 事務局、よろしくをお願いします。

浅野幹事 ご意見ありがとうございます。

前任の委員も女性委員でございました。そういったところ、今、

加藤委員のご意見も踏まえて、調整をさせていただいております。そこをしっかりと受け止めながら、選定を進めてまいります。ご意見ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

大澤副会長、よろしく申し上げます。

大澤副会長 西口の空間デザインの専門部会は、ぜひ進めていただければと思うんですけども、ちょっと1点気になるのが、東京都との調整といますか、この専門部会に東京都はどのように関わってくるのでしょうか。

藤木幹事 鉄道・都市づくり課の藤木のほうで回答します。

補助28号線事業は、東京都道になりますので、事業主および道路管理者は東京都となります。

大森駅西口広場事業は、大田区の事業であり、整備面積1,500平米は大田区が所管であります。

東京都と大田区の関係としましては、協定を結んでこの事業を一体不可分事業として進めることを計画しております。要は西口の広場だけ大田区が先行してやるとか、補助第28号線の池上通りを東京都だけで先行してやるというやり方だと、通称地獄谷と呼ばれている場所と池上通りとの地盤高低差が7メートルもあるため、擁壁等の構造物を各々設ける必要が生じ、いろいろ無駄な作業が発生します。そのため、東京都と大田区は効率化を図るため、一体で整備する方針としております。事業認可がもうじき取得する予定ですので、まずは用地協定を今年度末に結び、年度明け早々に設計協定を結び事業をスタートしていくという流れになります。よろしく申し上げます。

大澤副会長 私が聞いたかったのは、学識の先生2名のアドバイスを直接東京都の方に聞いてもらったほうがいいのかと思ったんですね。

藤木幹事 東京都と大田区は、協定を結んだ後、大田区のほうで設計関係は全て実施する形になります。

当然、東京都にも途中段階でヒアリングが必要だと思いますので、随時大田区から東京都へ、こういう形でどうですかとお伺いを立てながら最終的に決めていきます。そのプロセス、設計委託を実施す

るのは大田区がやっていくという形になります。

大澤副会長 分かりました。理解しました。ありがとうございます。

野原会長 ありがとうございます。

その辺の連携は非常に重要ですので、また在り方も含めて、精度を上げてお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、こちらの形で一応、大田区景観審議会専門部会設置要綱と  
いうのがありまして、先ほどの資料7とかを含めて、一応これに基  
づいて、今、議論させていただきましたので、大森駅西口空間デザ  
インを検討する専門部会というのを改めて設置するということに  
させていただきたいと思います。

専門部会の構成に関しては、先ほどございましたとおり、公共空  
間デザインのご専門の二井先生に加わっていただいて、私、景観審  
議会会長の立場ということで、専門部会として大森駅西口空間デザ  
インに関わっていきたいというふうに思っております。

では、皆様、異議なしということで、専門部会の設置と部会構成  
というのは、この形で進めさせていただきたいと思いますが、よ  
ろしいでしょうか。

(異議なし)

野原会長 はい、どうもありがとうございます。

では、一応、ご用意させていただいた報告事項4項については、  
これで以上ということになりますので、ここで事務局のほうにお戻  
ししたいというふうに思います。

事務局 野原会長、ありがとうございました。

専門部会の設置、そして構成委員が決定いたしましたので、ここ  
ですみません、部会長の選任に移らせていただきたいと思います。

部会長につきましては、資料7、大田区景観審議会専門部会設置  
要綱の第5条の2項、部会長は委員の互選によると記載されてお  
ります。

つきましては、野原委員、二井委員お二人の互選による部会長の  
選任をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

二井委員 部会長を野原会長にお願いできればと思うんですけど、よろしく

お願いします。

野原会長 すみません、二人しかいないということなんですけど、一応、私のほうで部会長は受けさせていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

では、事務局、お願いします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、野原委員の専門部会の部会長となりました。

互選による副会長の選任、ありがとうございました。

野原会長 ちょっとすみません、手続ですみませんが、これで報告事項4の審議を終了したいと思います。

改めまして、これで報告事項、議題については以上ということになりましたので、一応これで第17回大田区景観審議会の議事については、以上とさせていただきたいと思いますので、事務局にお戻ししたいと思います。

深川幹事 委員の皆様、ご審議のほど、ありがとうございました。

最後に事務局からの連絡となります。

次回の景観審議会につきましては、令和6年7月の開催を予定しております。

日時や会場等、詳細につきましては、改めてご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また最後ですが、本日お車で来られた方、駐車券をご用意しておりますので、事務局まで帰る前で構いませんので、お申し出ください。

事務局からの連絡は以上となります。

委員の皆様から、最後何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして終了とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

午後3時58分閉会